

第2節 青年農業者地域貢献支援事業

(事業の目的)

第45条 青年農業者地域貢献支援事業（以下「地域貢献事業」という。）は、青年農業者等の組織が行う地域貢献活動や地域活性化活動の支援、青年農業者等への婚活の推進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第46条 地域貢献事業は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域への貢献活動や地域活性化、農業の理解促進、就農に向けた意識啓発の活動等（以下「地域貢献活動」という。）
- 2 婚活イベント等の開催を支援し、青年農業者等の婚活を推進する活動（以下「婚活推進活動」という。）

(事業の対象及び要件)

第47条 地域貢献事業の対象は、青年農業者等が自ら組織する地区及び市町段階の集団とする。

- 2 対象となる事業は、過年度に同事業の助成金の交付を受けていない活動であること、または、過年度から発展的な活動とする。
- 3 組織の利益につながる活動は対象外とする。
- 4 青年農業者等の組織が主催する活動を対象とする。

(事業の実施)

第48条 地域貢献事業の実施にあたっては、組織の規約及び事業実施計画に基づき、目的に沿った活動をするものとする。

(申請)

第49条 地域貢献事業の助成を受けようとする組織の長は、原則として事業実施30日前までに、青年農業者地域貢献促進事業助成申請書（別記様式第1号）を指導機関の意見を付して理事長に提出するものとする。

(給付)

第 50 条 理事長は申請書の内容を審査し、適當と認めたときは、助成金給付決定書（別記様式第 2 号）をもって申請者に通知するものとする。

2 また、助成金給付決定した旨（別記様式第 3 号）を指導機関に通知するものとする。

3 納付決定を受けた者は、納付決定後速やかに助成金給付請求書（別記様式第 4 号）を理事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

(報告)

第 51 条 助成金の給付を受けた組織の長は、事業終了後 30 日以内に青年農業者地域貢献支援事業実績報告書（別記様式第 5 号）を指導機関の意見を付して、理事長に提出するものとする。